【中国】公共文化サービス保障法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

*2016年12月25日、公共文化施設とそのサービスの整備拡充及び管理体制の強化等について定める公共文化サービス保障法が制定された。

1 背景と経緯

中国の公共文化施設は、改革開放政策の始まった 1978 年と 2015 年を比較すると、公共図書館が 1,218 館から 3,139 館へ、博物館が 349 館から 3,852 館へ、文化センターが 6,893館から 44,291 館へと大幅に増加した。量的拡大のみならず、近年はサービス等のソフト面の進展も顕著である。中国の憲法は、国の役割として公共文化事業を振興すべきことを定めており(第 22 条)、政府は一貫して、公共文化サービスの体系的な整備を重要政策課題の1つと位置付け、施設建設やサービス拡充を推進してきた。しかし、近年、経済発展に伴い、国民生活において文化的なニーズが急速に高まる一方、地域格差等の問題も拡大し、法的基盤の整備を含め、更なる対策強化が求められるようになっていた。

2016年12月25日に第12期全国人民代表大会(以下「全人代」)常務委員会第25回会議で可決、成立し、同日公布された公共文化サービス保障法(全65か条)(注1)は、国の文化サービスについて包括的に定めた基本法である。同法制定に当たっては、2014年4月に全人代教育科学文化衛生委員会の主導により、関係省庁等から成る検討チームが組織され、法案起草等の作業が行われた。このような全人代主導という形は、中国の立法において従来あまり見られず、最近の全人代の機能強化の1つの表れであると言える。全人代常務委員会における法案審議は、2016年4月に第1回審議、その後意見公募と法案修正、10月に第2回審議、その後再び意見公募と法案修正、12月の第3回審議で可決という経過をたどった。同法の施行日は2017年3月1日である。

2 法律の構成と主な内容

(1) 構成

第1章:総則(第1条~第13条)、第2条:公共文化施設の建設及び管理(第14条~第26条)、第3章:公共文化サービスの提供(第27条~第44条)、第4章:保障措置(第45条~第57条)、第5章:法的責任(第58条~第63条)、第6章:附則(第64条~第65条)。

(2) 立法目的

公共文化サービス体系の整備強化、国民の精神文化生活の充実、優秀な伝統文化の継承、 社会主義の核心的価値観の発展、文化的な自信の増強等を目的とする(第1条)。

(3) 公共文化サービスの定義と基本原則

公共文化サービスとは、政府の主導と社会の力により、国民の基本的文化ニーズを満足させることを主な目的として提供される公共文化施設・成果物・活動その他関連サービス

をいう(第2条)。公共文化サービスにおいては、社会主義の先進文化の前進の方向性を堅持し、自由と多様性を重視する方針の下、優秀な成果物の創出を支持し、サービス内容を豊かにしなければならない(第3条)。国は、少数民族地域、貧困地域等における公共文化サービスの発展を支援し(第8条)、公共文化サービスと学校教育との連携を奨励する(第10条)。また、国は、公共文化サービスに係る国際協力・交流(第12条)、個人や法人等の公共文化サービスへの参画(第13条)も奨励する。

(4) 国と地方政府の責務

国は、国民の基本的文化ニーズと経済社会の発展水準に基づき、国家基本公共文化サービス指導基準の策定及び見直しを行い、省・自治区・直轄市人民政府は、その指導基準に基づき、当該行政区域の実情に適合した実施基準を定める(第5条)。国は、公共文化サービス行政の包括的連携体制を構築し、各級地方政府は、相互協力や共同事業を推進しなければならない(第6条)。

(5) 公共文化施設の建設及び管理

公共文化施設とは、公共文化サービスに用いられる建物・敷地・設備(図書館、博物館、 美術館、記念館、スタジアム、労働者文化センター、青少年活動センター、高齢者活動セ ンター等)をいい、県級以上の地方政府は、当該行政区域内の公共文化施設の一覧を公表 しなければならない(第14条)。

公共文化施設の立地については、公衆の意見を求め、当該施設の機能や特徴に適合する ものとしなければならない (第 15 条)。都市計画に基づき公共文化施設の撤去又は用途変 更等が必要なときは、当該施設の規模・設備等の水準を下回らない代替施設を同時に建設 しなければならない (第 19 条)。

各級政府は、公衆の参画する公共文化施設評価制度を構築しなければならず(第 23 条)、 また、国は、図書館、博物館等の管理運営事業者について、関係者、専門家及び公衆が参 画するコーポレートガバナンス体制の整備を推進する(第 24 条)。

(6) 公共文化サービスの提供

公共文化施設は、その機能、特徴等に基づき、国の関係規定に従って公衆に対し無料又は優待料金により開放し、入場又は研修等を有料とする場合は、県級以上の政府の承認を要するほか、当該収入を施設の維持管理及び事業の発展にのみ用いることが義務付けられる(第31条)。国は、無料開放又は優待を実施する施設に対する補助を行う(第47条)。

国は、全国的なオンライン公共デジタル文化サービスネットワーク、文化情報資源データベース等の計画的な構築を推進し、各級地方政府は、末端の公共文化施設におけるデジタル化・ネットワーク化を強化しなければならない(第33条)。

いかなる組織及び個人も、公共文化施設、文化活動等を通じて国の安全への危害、公共 の利益の侵害及びその他の違法行為を行ってはならない(第 44 条)。

注 (インターネット情報は 2017 年 1 月 20 日現在である。)

(1) 「中华人民共和国公共文化服务保障法」中国人大网 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-12/25/co ntent 2004880.htm>